

## 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

平成26年4月1日

規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の定めのない事項については、別に定める場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。

2 給料は、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第17号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、看護職員等処遇改善手当、看護補助者処遇改善手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は法第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表（別表1）
- (2) 医療職給料表
  - ア 医療職給料表(1)（別表2）
  - イ 医療職給料表(2)（別表3）

ウ 医療職給料表(3) (別表4)

(3) 技能業務職給料表 (別表5)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 広島市民病院長、広島市民病院特任病院長及び北部医療センター安佐市民病院長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、別表2 医療職給料表(1)の5級1号給から4号給までのいずれかの号給を適用し、理事長が定めるものとする。

(初任給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(職務の級の異動等の場合の号給等)

第6条 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

第7条 就業規則第39条第2項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の適用を受けた職員の給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

- 第8条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
  - 3 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。
  - 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定めるものには、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、細則で定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号に掲げる職に係るものにあつては職務の級及び号給の別に応じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額25万1,700円
- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額2万1,400円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族としての子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### （地域手当）

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の10

#### （住居手当）

第16条 住居手当は、職員で、当該職員又はその配偶者若しくは細則で定める者（次項第2号において「配偶者等」という。）が居住する住宅（貸間を含む。同項

各号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていると認められるものに支給する。ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の職員住宅に居住している職員その他細則で定める職員には支給しない。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員(細則で定める職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(ア及びイに定める額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万2,300円を超え1万9,600円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,600円を控除した額

イ 月額1万9,600円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万9,600円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額

ウ ア及びイに該当する職員以外の職員 2,700円

(2) 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(細則で定める住宅を除く。)を借り受けているもの 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

#### (通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

あるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき細則で定める額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### （単身赴任手当）

- 第18条 勤務場所の異動又は住居を移転し、父母の疾病その他細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給することができる。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、10万円の範囲内で、細則で定める。
  - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当を支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

## (特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当
- (2) 危険作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当
- (4) 医師の特殊勤務手当
- (5) 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- (6) 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- (7) 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当
- (8) 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当
- (9) 分べん業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 解剖従事職員の特殊勤務手当
- (11) 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 待機職員の特殊勤務手当
- (13) 看護職員の特殊勤務手当
- (14) 介助職員の特殊勤務手当
- (15) 特日勤務職員の特殊勤務手当
- (16) 管理職医療従事職員の特殊勤務手当
- (17) 応援診療等従事職員の特殊勤務手当
- (18) 夜間休日手術従事手当
- (19) 抗がん剤調製手当

3 次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき290円の範囲内で理事長が定める。

- (1) 感染症病棟において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者（以下「感染症患者」という。）の診療、看護等の業務に従事したとき
- (2) 感染症病棟以外において、感染症患者の診療、看護等の業務に従事した場合であって、濃厚接触者と認められたとき

4 危険作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高所における作業、塩酸、硫酸等の有害物を取り扱う作業その他の危険な作業に従事したときに支給するものとし、



- 手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
- 5 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当は、ラジウム放射線、エックス線その他の有害な放射線にさらされる作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
  - 6 医師の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師の資格を有する職員で医療業務その他理事長の定める業務に従事するものに対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき55,000円の範囲内で理事長が定める。
  - 7 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、理事長の定める職員が、勤務時間等規程第3条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき1,700円の範囲内で理事長が定める。
  - 8 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急医療業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
  - 9 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、看護師、准看護師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
  - 10 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当は、介助業務に従事する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき5,300円の範囲内で理事長が定める。
  - 11 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した主たる職員に対して支給するものとし、手当の額は分べん1回につき10,000円の範囲内で理事長が定める。
    - (1) 産科又は産婦人科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間（休日等（勤務時間等規程第7条の休日をいい、これらの休日のうち代休日を指定された休日にその割り振られた勤務時間の全部を勤務した当該休日については、当該休日に代わる代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。以下同じ。）となる分べん業務に従事したとき。
    - (2) 麻酔科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる、手術を伴う分べんに係る業務に従事したとき。

- (3) 小児科又は総合周産期母子医療センターの医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出生した新生児の診療に従事したとき。
- (4) 助産師である看護師が分べん業務に従事したとき。
- 1 2 解剖従事職員の特殊勤務手当は、病理診断科に配置されている職員（医師を除く。）が解剖作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき1,400円の範囲内で理事長が定める。
- 1 3 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当は、医療社会事業の業務や精神疾患に係る患者と接する業務に従事する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,500円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 4 待機職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合にそれぞれ支給するものとし、手当の額は待機及び勤務のそれぞれ1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- (1) 救急患者の来院に対処するため自宅待機を命ぜられたとき。
- (2) 前号により自宅待機を命ぜられた時間において呼び出され、業務に従事したとき（分べん業務に従事した職員の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）。
- 1 5 看護職員の特殊勤務手当は、看護師又は准看護師に対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき当該職員の給料月額 $\frac{1}{100}$ 分の4の範囲内で理事長が定める。
- 1 6 介助職員の特殊勤務手当は、看護師の指示のもと患者の介助業務を行う職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,200円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 7 特日勤務職員の特殊勤務手当は、職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したときに支給するものとし、手当の額は勤務1日につき6,500円の範囲内で理事長が定める。
- 1 8 管理職医療従事職員の特殊勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員（医師に限る。）が、正規の勤務時間外に業務を行った場合に理事長の定める時間の範囲内で支給するものとし、手当の額は業務に従事した時間1時間につき6,000円の範囲内で理事長が定める。
- 1 9 応援診療等従事職員の特殊勤務手当は、職員が診療又は診療補助のため、理事長が認める病院へ応援派遣され当該業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき107,000円の範囲内で理事長が定める。
- 2 0 夜間休日手術従事手当は、看護師又は臨床工学技士が深夜又は休日において

行われる手術に従事したときに支給するものとし、手当の額は手術 1 回につき 2,500 円の範囲内で理事長が定める。

2 1 抗がん剤調製手当は、薬剤師が抗がん剤注射薬の調製業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は従事した日 1 日につき 230 円の範囲内で理事長が定める。

2 2 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(看護職員等处遇改善手当)

第 19 条の 2 看護職員等处遇改善手当は、理事長が別に定める期間に限り、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院及び舟入市民病院に勤務する看護師、助産師及び保健師に対して支給する。

2 看護職員等处遇改善手当の額は、看護職員処遇改善評価料の施設基準を踏まえて理事長が別に定める。

3 前各項に定めるもののほか、看護職員等处遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(看護補助者処遇改善手当)

第 19 条の 3 看護補助者処遇改善手当は、理事長が別に定める期間に限り、介護士に対して支給する。

2 看護補助者処遇改善手当の額は、月額 6,000 円とする。

3 前各項に定めるもののほか、看護職員等处遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第 20 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 7 条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び 8 月 6 日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8 月 6 日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつ

き特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）のため引き続き90日（精神障害の場合は180日、結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病の場合は1年）を超えて勤務しないときは、給料及びこれに対する地域手当は、半額を減じて支給する。
- 3 前2項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

#### （時間外勤務手当）

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細

則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

#### （休日勤務手当）

第22条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

#### （夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当

として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第20条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、細則で定める特殊勤務手当の月額、看護職員等処遇改善手当の月額並びに看護補助者処遇改善手当の月額の合計額にそれぞれ12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたもの(育児短時間勤務職員にあつては、7時間45分に17を乗じたものに、勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの)を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師 13,500円
- (2) 医師以外 6,400円

2 前項の勤務は、第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは8月6日の休日等(次項において「休日等」という。)に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮

して細則で定める勤務にあつては、その額の100分の150を乗じて得た額)  
 (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(期末手当)

第27条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の102.5を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員（第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の82.5を乗じて得た額）に、期末手当の支給基準日以前3か月以内（期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員の給料の月額にあつては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じ

て100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当の支給基準日に係る期末手当（第4号に係る者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当の支給基準日前1か月以内又は期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、期末手当の支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重



大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

- 第30条 職員で、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当の支給基準日」という。)に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 第27条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条第2項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「次項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第4項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第30条第4項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第21条から第23条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく細則で定める職にある職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第32条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の傷病又は心身の障害により就業規則第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれ

ぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第14条第1項第5号及び第6号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされた場合で、その災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、これらのそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第7号及び第9号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給料等については別に理事長が定める。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員その他理事長が定める者については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第33条第6項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第33条第7項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与等)

第34条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の給与等については、この規程の規定にかかわらず、理事長が定めるものとする。

(口座振替による支払)

第35条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間における第16条第2項の規定の適用については、同項中「1万7,000円」とあるのは「1万3,700円」と、「6,700円」とあるのは「7,900円」とする。
- 3 職員が、理事長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染するおそれのある作業であって理事長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第19条第3項の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（心身に著しい負担を与えるものとして理事長が定める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の範囲内で理事長が定める。
- 5 次に掲げる職員が、理事長が定める期間に、理事長が認める業務のため、理事長が認める病院等へ応援派遣され当該業務に従事した場合は、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。
  - (1) 医師
  - (2) 歯科医師
  - (3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職種である職員
- 6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき20,000円の範囲内で理事長が定める。
- 7 第5項の場合において、第19条第19項の規定は適用しない。
- 8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則の一部を改正する規則（令和5年地方独立行政法人広島市立病院機構規則第1号）による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則第21条第1項第1号に規定する職員
  - (2) 就業規則第11条の2第3項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占める職員
  - (3) その他理事長が別に定める職員
- 10 就業規則第11条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降格等をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降格等をされた日（以下「異動

日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(細則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第4項(第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 5 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成26年9月10日規程第46号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月25日規程第47号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規程第52号）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年3月31日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第23号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規程第28号）

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた

給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第9項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正

後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- 4 第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間における同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（次項及び第6項において「第2条による改正後の規程」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については1万1,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」
- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」
- と、同条第3項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶



養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 前項の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項及び第14条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは「9,500円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万500円」と、「1万円」とあるのは「8,500円」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「に該当する扶養親族については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。
- 7 第2条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（以下この項において「第2条による改正前の規程」という。）第16条第2項第2号又は第3号（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により平成29年3月の住居手当を支給された職員であって、第2条の規定の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）に当該職員又はその配偶者等（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第16条第1項に規定する配偶者等をいう。）が居住している者（理事長の定めるこれに準ずる者を含む。）については、第2条による改正前の規程第16条第1項及び第2項の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「6,700円」とあるのは、第

2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間については「5,400円」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「4,100円」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間については「2,800円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間については「1,400円」とする。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

9 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条の」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）第1条の」に改め、「（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）」を削る。

附則第7項中「間に新たに第2条による改正後の規程」を「間に新たに地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程第1条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に、「当該新たに第2条による改正後の規程」を「当該同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に改める。

附 則（平成29年12月21日規程第11号）

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に、「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成28年規程第26号）」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成29年規程第11号）」に改める。

附則第6項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に改める。

附則第7項中「切替日から同月31日」を「平成29年4月1日から平成33年3月31日」に改める。

附 則（平成30年3月30日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規程第23号）

1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成30年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第23号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規程第15号）

この規程は、令和2年6月30日から施行し、改正後の附則第3項から第4項までの規定は、令和2年1月30日から適用する。

附 則（令和3年2月8日規程第4号）

この規程は、令和3年2月8日から施行し、改正後の附則第5項から第7項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日規程第13号）

この規程は、令和3年3月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規程第27号）

この規程は、令和3年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年5月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第19第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「290円」とあるのは、第1条の規定の施行の日から令和5年3月31日までの間については「145円」とする。

附 則（令和4年9月30日規程第24号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日規程第26号）

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年3月28日規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第8条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

附 則（令和5年12月18日規程第19号）

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和6年3月25日規程2号）

この規程は、令和6年3月25日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

別表1

事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	151,500	173,800	222,400	264,800	317,000	356,600	400,400
2	152,500	175,400	224,300	266,600	319,300	359,100	403,000
3	153,500	177,000	226,200	268,400	321,600	361,600	405,600
4	154,500	178,600	228,200	270,200	323,900	364,200	408,200
5	155,500	180,300	230,000	271,800	326,000	366,500	410,600
6	156,600	182,000	231,500	273,900	328,000	368,900	413,000
7	157,700	183,700	233,000	276,000	330,000	371,300	415,400
8	158,800	185,400	234,500	278,100	332,000	373,700	417,800
9	159,700	187,000	235,900	280,000	333,700	376,200	420,100
10	160,800	188,600	237,700	282,000	335,800	378,600	422,500
11	161,900	190,400	239,500	284,000	338,000	381,000	424,900
12	163,000	192,200	241,300	286,100	340,200	383,400	427,300
13	163,900	193,900	243,100	288,000	342,200	385,800	429,500
14	165,000	195,100	245,000	290,200	344,100	388,100	431,800
15	166,100	196,500	246,900	292,400	346,000	390,400	434,100
16	167,200	197,800	248,800	294,600	348,000	392,800	436,500
17	168,200	199,200	250,500	296,600	349,700	395,100	438,700
18	169,500	200,600	252,000	298,800	351,400	397,200	441,000
19	170,800	202,000	253,500	301,000	353,200	399,300	443,300
20	172,200	203,500	255,000	303,200	354,900	401,500	445,700
21	173,400	204,900	256,300	305,300	356,500	403,600	448,000
22	174,700	206,200	257,900	307,100	358,100	405,600	449,800
23	176,000	207,500	259,500	308,900	359,700	407,600	451,600
24	177,400	208,800	261,200	310,700	361,300	409,600	453,500
25	178,600	210,200	262,700	312,500	362,800	411,500	455,200
26	180,600	211,500	264,300	314,600	364,800	413,400	456,900
27	182,600	212,800	265,900	316,700	366,900	415,300	458,700
28	184,600	214,200	267,600	318,900	369,000	417,200	460,500
29	186,400	215,500	269,200	320,800	370,900	419,000	462,100
30	188,300	216,900	270,600	322,900	373,000	420,500	463,000
31	190,200	218,300	272,000	325,000	375,100	422,100	463,900
32	192,100	219,700	273,400	327,200	377,200	423,700	464,800

33	193,900	221,100	274,600	329,200	379,100	425,100	465,700
34	195,200	222,500	276,300	331,300	381,000	426,500	466,500
35	196,500	223,900	278,000	333,500	383,000	427,900	467,300
36	197,800	225,300	279,700	335,700	385,000	429,400	468,100
37	198,900	226,700	281,500	337,700	386,800	430,700	468,700
38	200,200	228,300	283,300	339,700	388,400	431,800	469,500
39	201,500	230,000	285,100	341,700	390,000	432,900	470,300
40	202,800	231,700	286,900	343,800	391,600	434,000	471,100
41	204,100	233,200	288,500	345,600	393,000	434,900	471,800
42	205,400	234,800	290,200	347,300	394,300	435,700	472,600
43	206,700	236,400	291,900	349,100	395,600	436,500	473,400
44	208,100	238,000	293,700	350,900	396,900	437,300	474,200
45	209,400	239,400	295,300	352,400	398,200	438,000	475,000
46	210,600	240,800	297,100	353,900	399,100	438,900	475,700
47	211,800	242,200	298,900	355,400	400,100	439,800	476,400
48	213,000	243,600	300,800	357,000	401,100	440,800	477,100
49	214,300	244,800	302,500	358,400	401,900	441,700	477,900
50	215,600	246,300	304,300	359,600	402,900	442,400	478,700
51	216,900	247,800	306,100	360,900	403,900	443,100	479,500
52	218,200	249,300	308,000	362,100	404,900	443,900	480,300
53	219,500	250,600	309,500	363,000	405,700	444,600	480,900
54	220,600	252,100	311,300	364,300	406,500	445,300	481,600
55	221,700	253,600	313,100	365,700	407,400	446,000	482,300
56	222,800	255,100	315,000	367,000	408,200	446,700	483,000
57	224,000	256,400	316,600	368,200	408,800	447,300	483,700
58	225,000	258,100	318,300	369,300	409,500	448,000	484,400
59	226,000	259,800	320,000	370,400	410,300	448,700	485,100
60	227,000	261,500	321,800	371,500	411,100	449,400	485,800
61	227,800	263,000	323,400	372,500	411,700	449,900	486,500
62	228,700	264,600	325,100	373,400	412,500	450,500	487,200
63	229,600	266,200	326,800	374,300	413,300	451,100	487,900
64	230,500	267,900	328,500	375,200	414,000	451,700	488,600
65	231,300	269,300	330,100	376,000	414,600	452,300	489,300
66	232,100	270,400	331,500	376,800	415,300	452,900	490,100
67	232,900	271,500	332,900	377,600	416,000	453,500	490,900
68	233,700	272,600	334,300	378,400	416,700	454,100	491,700

69	234,500	273,700	335,500	379,000	417,300	454,800	492,300
70	235,400	274,900	336,700	379,900	418,100	455,500	
71	236,300	276,100	338,000	380,800	418,900	456,200	
72	237,200	277,400	339,300	381,700	419,700	456,900	
73	238,000	278,500	340,300	382,400	420,300	457,500	
74	238,900	279,800	341,700	383,500	420,800	458,100	
75	239,800	281,100	343,200	384,600	421,300	458,700	
76	240,700	282,400	344,700	385,700	421,900	459,300	
77	241,500	283,500	345,900	386,600	422,400	459,800	
78	242,400	284,800	347,600	387,300	423,000	460,500	
79	243,400	286,000	349,300	388,100	423,600	461,200	
80	244,300	287,300	351,000	388,900	424,200	461,900	
81	244,900	288,600	352,500	389,500	424,600	462,400	
82	245,900	289,700	354,000	390,300	425,200		
83	246,900	290,800	355,400	391,200	425,800		
84	248,000	291,900	356,900	392,100	426,400		
85	248,900	292,800	358,100	392,800	427,000		
86	249,700	293,800	359,300	393,500	427,600		
87	250,500	294,800	360,600	394,200	428,200		
88	251,300	295,900	361,900	394,900	428,800		
89	252,000	296,900	363,000	395,400	429,300		
90	252,700	297,900	363,800	396,200	429,800		
91	253,400	298,900	364,600	397,000	430,300		
92	254,100	299,900	365,400	397,800	430,900		
93	254,600	300,600	366,000	398,400	431,400		
94	255,100	301,500	366,700	399,200	432,000		
95	255,600	302,400	367,400	400,000	432,600		
96	256,100	303,300	368,100	400,800	433,200		
97	256,500	304,100	368,600	401,700	433,700		
98		305,000	369,300	402,200	434,300		
99		305,900	370,000	402,700	434,900		
100		306,800	370,700	403,200	435,500		
101		307,400	371,300	403,800	435,900		
102		308,200	371,900	404,300			
103		309,100	372,500	404,800			
104		310,000	373,100	405,300			



105		310,600	373,800	405,800		
106		311,200	374,300	406,300		
107		311,800	374,800	406,800		
108		312,400	375,300	407,300		
109		312,900	375,700	407,800		
110		313,400	376,200	408,300		
111		313,900	376,700	408,800		
112		314,400	377,200	409,300		
113		314,700	377,600	409,800		
114		315,200	378,100	410,300		
115		315,700	378,600	410,800		
116		316,200	379,100	411,300		
117		316,700	379,400	411,900		
118		317,200	379,900	412,400		
119		317,700	380,400	412,900		
120		318,200	380,900	413,400		
121		318,600	381,500	414,000		
122				414,600		
123				415,200		
124				415,800		
125				416,300		
126				416,900		
127				417,500		
128				418,100		
129				418,500		

備考 この表は、診療情報管理士、生活支援員、医療ソーシャルワーカー又は歩行訓練士も含めた他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、就業規則第2条第3項の職員を除く。

医療職給料表(1)に係る給料月額

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	255,400	339,800	398,600	470,300	531,100
2	257,700	342,400	401,200	472,300	588,800
3	260,000	345,000	403,800	474,300	652,400
4	262,300	347,600	406,400	476,400	725,000
5	264,500	350,300	408,900	478,400	780,600
6	268,200	353,000	411,500	480,400	839,300
7	271,900	355,700	414,200	482,400	917,800
8	275,600	358,400	416,900	484,400	
9	279,100	361,200	419,200	486,300	
10	282,800	363,900	421,700	488,300	
11	286,500	366,600	424,200	490,300	
12	290,200	369,300	426,700	492,300	
13	293,900	372,100	429,000	494,300	
14	297,200	375,300	431,300	496,400	
15	300,500	378,500	433,600	498,500	
16	303,800	381,700	436,000	500,600	
17	307,200	384,900	438,100	502,600	
18	310,400	387,400	440,300	504,600	
19	313,600	389,900	442,500	506,600	
20	316,800	392,400	444,800	508,500	
21	320,100	394,800	446,700	510,300	
22	323,500	397,200	448,900	512,200	
23	326,900	399,600	451,100	514,100	
24	330,300	402,100	453,400	515,900	
25	333,700	404,200	455,500	517,600	
26	336,900	406,300	457,500	519,400	
27	340,100	408,500	459,500	521,200	
28	343,300	410,700	461,600	523,000	
29	346,300	412,700	463,600	524,600	
30	348,700	414,700	465,600	526,400	
31	351,100	416,700	467,600	528,200	
32	353,500	418,700	469,600	530,000	

33	355,900	420,500	471,600	531,700
34	357,900	422,400	473,600	533,500
35	359,900	424,300	475,600	535,300
36	361,900	426,200	477,600	537,000
37	363,800	427,900	479,600	538,600
38	365,900	429,800	481,400	540,200
39	368,000	431,700	483,200	541,800
40	370,100	433,600	485,000	543,400
41	372,300	435,300	486,600	544,900
42	373,700	437,000	488,400	546,300
43	375,100	438,700	490,200	547,700
44	376,500	440,400	492,000	549,000
45	377,600	442,000	493,600	550,200
46	378,900	443,700	495,400	551,200
47	380,300	445,400	497,100	552,200
48	381,600	447,100	498,800	553,200
49	382,700	448,700	500,400	554,200
50	383,500	450,400	501,700	555,100
51	384,300	452,100	503,000	556,000
52	385,100	453,800	504,300	556,900
53	385,700	455,400	505,400	557,700
54	386,600	456,600	506,700	558,600
55	387,500	457,800	508,000	559,500
56	388,400	459,000	509,300	560,400
57	389,100	460,200	510,400	561,300
58	389,900	461,200	511,300	562,200
59	390,800	462,200	512,200	563,100
60	391,700	463,200	513,100	564,000
61	392,300	464,000	513,900	564,900
62	392,800	464,700	514,800	565,800
63	393,300	465,400	515,700	566,700
64	393,800	466,100	516,600	567,600
65	394,000	466,800	517,300	568,400
66	394,500	467,500	518,200	569,300
67	395,000	468,100	519,100	570,200
68	395,400	468,700	520,000	571,100

69	395,700	469,100	520,800	572,000
70	396,200	469,800	521,700	572,900
71	396,700	470,500	522,600	573,800
72	397,100	471,100	523,500	574,700
73	397,400	471,600	524,200	575,600
74		472,300	525,100	576,500
75		473,000	526,000	577,400
76		473,600	526,900	578,300
77		474,100	527,700	579,000
78		474,700	528,600	579,900
79		475,300	529,500	580,800
80		475,900	530,400	581,700
81		476,400	531,200	582,500
82		477,000	532,100	
83		477,600	533,000	
84		478,200	533,900	
85		478,600	534,600	
86			535,500	
87			536,400	
88			537,300	
89			538,100	
90			539,000	
91			539,900	
92			540,800	
93			541,600	
94			542,500	
95			543,400	
96			544,300	
97			545,100	
98			546,000	
99			546,900	
100			547,800	
101			548,600	
102			549,500	
103			550,400	
104			551,300	

105			552,000		
106			552,900		
107			553,800		
108			554,700		
109			555,300		
110			556,200		
111			557,100		
112			558,000		
113			558,800		

備考 この表は、医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)に係る給料月額

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	151,500	175,500	222,400	264,800	317,000	356,600	400,400
2	152,500	176,700	224,300	266,600	319,300	359,100	403,000
3	153,500	177,900	226,200	268,400	321,600	361,600	405,600
4	154,500	179,100	228,200	270,200	323,900	364,200	408,200
5	155,500	180,300	230,000	271,800	326,000	366,500	410,600
6	156,600	182,000	231,500	273,900	328,000	368,900	413,000
7	157,700	183,700	233,000	276,000	330,000	371,300	415,400
8	158,800	185,400	234,500	278,100	332,000	373,700	417,800
9	159,700	187,000	235,900	280,000	333,700	376,200	420,100
10	160,800	188,600	237,700	282,000	335,900	378,600	422,500
11	161,900	190,400	239,500	284,000	338,100	381,000	424,900
12	163,000	192,200	241,300	286,100	340,300	383,400	427,300
13	163,900	193,900	243,100	288,000	342,500	385,800	429,500
14	165,000	195,100	245,000	290,200	344,400	388,100	431,800
15	166,100	196,500	246,900	292,400	346,300	390,400	434,100
16	167,200	197,800	248,800	294,600	348,300	392,800	436,500
17	168,200	199,200	250,500	296,600	350,000	395,100	438,700
18	169,500	200,600	252,000	298,800	351,800	397,200	441,000
19	170,800	202,000	253,500	301,000	353,700	399,300	443,300
20	172,200	203,500	255,000	303,200	355,500	401,500	445,700
21	173,400	204,900	256,300	305,300	357,200	403,600	448,000
22	174,700	206,200	257,900	307,100	358,900	405,600	449,800
23	176,000	207,500	259,500	308,900	360,600	407,600	451,600
24	177,400	208,800	261,200	310,700	362,300	409,600	453,500
25	178,600	210,200	262,700	312,500	363,800	411,500	455,200
26	180,600	211,500	264,300	314,600	365,900	413,400	456,900
27	182,600	212,800	265,900	316,700	368,100	415,300	458,700
28	184,600	214,200	267,600	318,900	370,300	417,200	460,500
29	186,400	215,500	269,200	320,800	372,300	419,000	462,100
30	188,300	216,900	270,600	322,900	374,200	420,500	463,000
31	190,200	218,300	272,000	325,000	376,100	422,100	463,900
32	192,100	219,700	273,400	327,200	378,100	423,700	464,800

33	193,900	221,100	274,600	329,200	380,000	425,100	465,700
34	195,200	222,500	276,300	331,300	381,900	426,500	466,500
35	196,500	223,900	278,000	333,500	383,900	427,900	467,300
36	197,800	225,300	279,700	335,700	385,800	429,400	468,100
37	198,900	226,700	281,500	337,700	387,600	430,700	468,700
38	200,200	228,300	283,300	339,700	389,200	431,800	469,500
39	201,500	230,000	285,100	341,700	390,800	432,900	470,300
40	202,800	231,700	286,900	343,800	392,500	434,000	471,100
41	204,100	233,200	288,500	345,600	394,000	434,900	471,800
42	205,400	234,800	290,200	347,300	395,500	435,700	472,600
43	206,700	236,400	291,900	349,100	396,900	436,500	473,400
44	208,100	238,000	293,700	350,900	398,400	437,300	474,200
45	209,400	239,400	295,300	352,400	399,900	438,000	475,000
46	210,600	240,800	297,100	353,900	401,000	438,900	475,700
47	211,800	242,200	298,900	355,400	402,100	439,800	476,400
48	213,000	243,600	300,800	357,000	403,200	440,800	477,100
49	214,300	244,800	302,500	358,400	404,100	441,700	477,900
50	215,600	246,300	304,300	359,600	405,100	442,400	478,700
51	216,900	247,800	306,100	360,900	406,100	443,100	479,500
52	218,200	249,300	308,000	362,100	407,100	443,900	480,300
53	219,500	250,600	309,500	363,000	408,000	444,600	480,900
54	220,600	252,100	311,300	364,300	408,800	445,300	481,600
55	221,700	253,600	313,100	365,700	409,600	446,000	482,300
56	222,800	255,100	315,000	367,000	410,400	446,700	483,000
57	224,000	256,400	316,600	368,200	411,000	447,300	483,700
58	225,000	258,100	318,300	369,300	411,700	448,000	484,400
59	226,000	259,800	320,000	370,400	412,500	448,700	485,100
60	227,000	261,500	321,800	371,500	413,300	449,400	485,800
61	227,800	263,000	323,400	372,500	413,900	449,900	486,500
62	228,700	264,600	325,100	373,400	414,600	450,500	487,200
63	229,600	266,200	326,800	374,300	415,400	451,100	487,900
64	230,500	267,900	328,500	375,200	416,200	451,700	488,600
65	231,300	269,300	330,100	376,000	416,800	452,300	489,300
66	232,100	270,400	331,500	376,800	417,500	452,900	490,100
67	232,900	271,500	332,900	377,600	418,200	453,500	490,900
68	233,700	272,600	334,300	378,400	418,900	454,100	491,700

69	234,500	273,700	335,500	379,000	419,600	454,800	492,300
70	235,400	274,900	336,700	379,900	420,300	455,500	
71	236,300	276,100	338,000	380,800	421,000	456,200	
72	237,200	277,400	339,300	381,700	421,800	456,900	
73	238,000	278,500	340,300	382,400	422,500	457,500	
74	238,900	279,800	341,700	383,500	423,000	458,100	
75	239,800	281,100	343,200	384,600	423,500	458,700	
76	240,700	282,400	344,700	385,700	424,000	459,300	
77	241,500	283,500	345,900	386,600	424,600	459,800	
78	242,400	284,800	347,600	387,300	425,200	460,500	
79	243,400	286,000	349,300	388,100	425,800	461,200	
80	244,300	287,300	351,000	388,900	426,400	461,900	
81	244,900	288,600	352,500	389,500	426,900	462,400	
82	245,900	289,700	354,000	390,300	427,500		
83	246,900	290,800	355,400	391,200	428,100		
84	248,000	291,900	356,900	392,100	428,700		
85	248,900	292,800	358,100	392,800	429,300		
86	249,700	293,800	359,300	393,500	429,900		
87	250,500	294,800	360,600	394,200	430,500		
88	251,300	295,900	361,900	394,900	431,100		
89	252,000	296,900	363,000	395,400	431,600		
90	252,700	297,900	363,800	396,200	432,200		
91	253,400	298,900	364,600	397,000	432,800		
92	254,100	299,900	365,400	397,800	433,400		
93	254,600	300,600	366,000	398,400	433,900		
94	255,100	301,500	366,700	399,200	434,500		
95	255,600	302,400	367,400	400,000	435,100		
96	256,100	303,300	368,100	400,800	435,700		
97	256,500	304,100	368,600	401,700	436,200		
98		305,000	369,300	402,200	436,800		
99		305,900	370,000	402,700	437,400		
100		306,800	370,700	403,200	438,000		
101		307,400	371,300	403,800	438,600		
102		308,200	371,900	404,300	439,400		
103		309,100	372,500	404,800	440,200		
104		310,000	373,100	405,300	441,000		



105		310,600	373,800	405,800	441,600		
106		311,200	374,300	406,300			
107		311,800	374,800	406,800			
108		312,400	375,300	407,300			
109		312,900	375,700	407,800			
110		313,400	376,200	408,300			
111		313,900	376,700	408,800			
112		314,400	377,200	409,300			
113		314,700	377,600	409,800			
114		315,200	378,100	410,300			
115		315,700	378,600	410,800			
116		316,200	379,100	411,300			
117		316,700	379,400	411,900			
118		317,200	379,900	412,400			
119		317,700	380,400	412,900			
120		318,200	380,900	413,400			
121		318,600	381,500	414,000			
122				414,600			
123				415,200			
124				415,800			
125				416,300			
126				416,900			
127				417,500			
128				418,100			
129				418,500			

備考 この表は、薬剤師，心理療法士，診療放射線技師，栄養士，臨床検査技師，臨床工学技士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士，歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額（平成5年4月1日以降の採用者に適用）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	151,500	166,100	206,600	264,800	317,800	356,600	400,400
2	152,500	167,300	207,800	266,600	320,000	359,100	403,000
3	153,500	168,500	209,000	268,400	322,200	361,600	405,600
4	154,500	169,700	210,200	270,200	324,400	364,200	408,200
5	155,500	170,700	211,300	271,800	326,500	366,500	410,600
6	156,600	172,000	212,700	273,900	328,300	368,900	413,000
7	157,700	173,300	214,100	276,000	330,100	371,300	415,400
8	158,800	174,600	215,500	278,100	332,000	373,700	417,800
9	159,700	175,800	216,900	280,000	333,700	376,200	420,100
10	160,800	176,900	218,300	282,000	335,800	378,600	422,500
11	161,900	178,000	219,700	284,000	338,000	381,000	424,900
12	163,000	179,100	221,100	286,100	340,200	383,400	427,300
13	163,900	180,300	222,400	288,000	342,200	385,800	429,500
14	165,000	182,000	224,300	290,200	344,100	388,100	431,800
15	166,100	183,700	226,200	292,400	346,000	390,400	434,100
16	167,200	185,400	228,200	294,600	348,000	392,800	436,500
17	168,200	187,000	230,000	296,600	349,700	395,100	438,700
18	169,500	188,600	231,500	298,800	351,400	397,200	441,000
19	170,800	190,400	233,000	301,000	353,200	399,300	443,300
20	172,200	192,200	234,500	303,200	354,900	401,500	445,700
21	173,400	193,900	235,900	305,300	356,500	403,600	448,000
22	174,700	195,100	237,700	307,100	358,100	405,600	449,800
23	176,000	196,500	239,500	308,900	359,700	407,600	451,600
24	177,400	197,800	241,300	310,700	361,300	409,600	453,500
25	178,600	199,200	243,100	312,500	362,800	411,500	455,200
26	180,600	200,600	245,000	314,600	364,800	413,400	456,900
27	182,600	202,000	246,900	316,700	366,900	415,300	458,700
28	184,600	203,500	248,800	318,900	369,000	417,200	460,500
29	186,400	204,900	250,500	320,800	370,900	419,000	462,100
30	188,300	206,200	252,000	322,900	373,000	420,500	463,000
31	190,200	207,500	253,500	325,000	375,100	422,100	463,900
32	192,100	208,800	255,000	327,200	377,200	423,700	464,800

33	193,900	210,200	256,300	329,200	379,100	425,100	465,700
34	195,200	211,500	257,900	331,300	381,000	426,500	466,500
35	196,500	212,800	259,500	333,500	383,000	427,900	467,300
36	197,800	214,200	261,200	335,700	385,000	429,400	468,100
37	198,900	215,500	262,700	337,700	386,800	430,700	468,700
38	200,200	216,900	264,300	339,700	388,500	431,800	469,500
39	201,500	218,300	265,900	341,700	390,200	432,900	470,300
40	202,800	219,700	267,600	343,800	391,900	434,000	471,100
41	204,100	221,100	269,200	345,600	393,400	434,900	471,800
42	205,400	222,500	270,600	347,300	395,000	435,700	472,600
43	206,700	223,900	272,000	349,100	396,600	436,500	473,400
44	208,100	225,300	273,400	350,900	398,200	437,300	474,200
45	209,400	226,700	274,600	352,400	399,600	438,000	475,000
46	210,600	228,300	276,300	353,900	401,300	438,900	475,700
47	211,800	230,000	278,000	355,400	403,000	439,800	476,400
48	213,000	231,700	279,700	357,000	404,800	440,800	477,100
49	214,300	233,200	281,500	358,400	406,400	441,700	477,900
50	215,600	234,800	283,300	359,600	408,100	442,400	478,700
51	216,900	236,400	285,100	360,900	409,800	443,100	479,500
52	218,200	238,000	286,900	362,100	411,400	443,900	480,300
53	219,500	239,400	288,500	363,000	412,900	444,600	480,900
54	220,600	240,800	290,200	364,300	414,200	445,300	481,600
55	221,700	242,200	291,900	365,700	415,500	446,000	482,300
56	222,800	243,600	293,700	367,000	416,900	446,700	483,000
57	224,000	244,800	295,300	368,200	418,100	447,300	483,700
58	225,000	246,300	297,100	369,300	419,000	448,000	484,400
59	226,000	247,800	298,900	370,400	419,900	448,700	485,100
60	227,000	249,300	300,800	371,500	420,800	449,400	485,800
61	227,800	250,600	302,500	372,500	421,500	449,900	486,500
62	228,700	252,100	304,300	373,400	422,300	450,500	487,200
63	229,600	253,600	306,100	374,300	423,100	451,100	487,900
64	230,500	255,100	308,000	375,200	423,900	451,700	488,600
65	231,300	256,400	309,500	376,000	424,500	452,300	489,300
66	232,100	258,100	311,300	376,800	425,200	452,900	490,100
67	232,900	259,800	313,100	377,600	425,900	453,500	490,900
68	233,700	261,500	315,000	378,400	426,600	454,100	491,700

69	234,500	263,000	316,600	379,000	427,100	454,800	492,300
70	235,400	264,600	318,300	379,900	427,700	455,500	
71	236,300	266,200	320,000	380,800	428,300	456,200	
72	237,200	267,900	321,800	381,700	428,900	456,900	
73	238,000	269,300	323,400	382,400	429,500	457,500	
74	238,900	270,400	325,100	383,500	430,200	458,100	
75	239,800	271,500	326,800	384,600	430,900	458,700	
76	240,700	272,600	328,500	385,700	431,600	459,300	
77	241,500	273,700	330,100	386,600	432,100	459,800	
78	242,400	274,900	331,500	387,300	432,600	460,500	
79	243,400	276,100	332,900	388,100	433,100	461,200	
80	244,300	277,400	334,300	388,900	433,600	461,900	
81	244,900	278,500	335,500	389,500	434,000	462,400	
82	245,900	279,800	336,700	390,300	434,600		
83	246,900	281,100	338,000	391,200	435,200		
84	248,000	282,400	339,300	392,100	435,800		
85	248,900	283,500	340,300	392,800	436,200		
86	249,700	284,800	341,700	393,500	436,700		
87	250,500	286,000	343,200	394,200	437,200		
88	251,300	287,300	344,700	394,900	437,700		
89	252,000	288,600	345,900	395,400	438,200		
90	252,700	289,700	347,600	396,200	438,700		
91	253,400	290,800	349,300	397,000	439,200		
92	254,100	291,900	351,000	397,800	439,800		
93	254,600	292,800	352,500	398,400	440,300		
94	255,100	293,800	354,000	399,200	440,900		
95	255,600	294,800	355,400	400,000	441,500		
96	256,100	295,900	356,900	400,800	442,100		
97	256,500	296,900	358,100	401,700	442,500		
98		297,900	359,300	402,200	443,000		
99		298,900	360,600	402,700	443,500		
100		299,900	361,900	403,200	444,000		
101		300,600	363,000	403,800	444,500		
102		301,500	363,800	404,300			
103		302,400	364,600	404,800			
104		303,300	365,400	405,300			

105		304,100	366,000	405,800		
106		305,000	366,700	406,300		
107		305,900	367,400	406,800		
108		306,800	368,100	407,300		
109		307,400	368,600	407,800		
110		308,200	369,300	408,300		
111		309,100	370,000	408,800		
112		310,000	370,700	409,300		
113		310,600	371,300	409,800		
114		311,200	371,900	410,300		
115		311,800	372,500	410,800		
116		312,400	373,100	411,300		
117		312,900	373,800	411,900		
118		313,400	374,300	412,400		
119		313,900	374,800	412,900		
120		314,400	375,300	413,400		
121		314,700	375,700	414,000		
122		315,200	376,200	414,600		
123		315,700	376,700	415,200		
124		316,200	377,200	415,800		
125		316,700	377,600	416,300		
126		317,200	378,100	416,900		
127		317,700	378,600	417,500		
128		318,200	379,100	418,100		
129		318,600	379,400	418,500		
130			379,900			
131			380,400			
132			380,900			
133			381,500			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額(平成5年3月31日以前の採用者に適用)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			221,000	271,900	317,800	356,600	400,400
2			221,900	273,400	320,000	359,100	403,000
3			222,800	275,000	322,200	361,600	405,600
4			223,700	276,600	324,400	364,200	408,200
5			224,600	277,900	326,500	366,500	410,600
6			226,000	279,800	328,300	368,900	413,000
7			227,400	281,700	330,100	371,300	415,400
8			228,800	283,600	332,000	373,700	417,800
9			230,200	285,300	333,700	376,200	420,100
10			231,500	287,000	335,800	378,600	422,500
11			232,800	288,700	338,000	381,000	424,900
12			234,100	290,400	340,200	383,400	427,300
13		201,100	235,600	291,900	342,200	385,800	429,500
14		202,300	237,200	293,700	344,100	388,100	431,800
15		203,500	238,900	295,500	346,000	390,400	434,100
16		204,800	240,600	297,300	348,000	392,800	436,500
17		206,000	242,100	298,900	349,700	395,100	438,700
18		207,200	243,300	300,700	351,400	397,200	441,000
19		208,600	244,500	302,500	353,200	399,300	443,300
20		210,100	245,700	304,300	354,900	401,500	445,700
21		211,500	247,000	306,000	356,500	403,600	448,000
22		212,300	248,500	307,700	358,100	405,600	449,800
23		213,300	250,000	309,300	359,700	407,600	451,600
24		214,100	251,500	310,900	361,300	409,600	453,500
25		215,000	252,800	312,500	362,800	411,500	455,200
26		216,100	254,300	314,600	364,800	413,400	456,900
27		217,200	255,800	316,700	366,900	415,300	458,700
28		218,400	257,300	318,900	369,000	417,200	460,500
29		219,600	258,400	320,800	370,900	419,000	462,100
30		220,600	259,600	322,900	373,000	420,500	463,000
31		221,600	260,800	325,000	375,100	422,100	463,900
32		222,600	262,000	327,200	377,200	423,700	464,800

33	223,800	263,000	329,200	379,100	425,100	465,700
34	225,000	264,200	331,300	381,000	426,500	466,500
35	226,200	265,400	333,500	383,000	427,900	467,300
36	227,500	266,700	335,700	385,000	429,400	468,100
37	228,600	268,000	337,700	386,800	430,700	468,700
38	229,800	269,200	339,700	388,500	431,800	469,500
39	231,000	270,500	341,700	390,200	432,900	470,300
40	232,200	271,800	343,800	391,900	434,000	471,100
41	233,400	273,000	345,600	393,400	434,900	471,800
42	234,400	274,100	347,300	395,000	435,700	472,600
43	235,400	275,200	349,100	396,600	436,500	473,400
44	236,400	276,300	350,900	398,200	437,300	474,200
45	237,300	277,200	352,400	399,600	438,000	475,000
46	238,400	278,600	353,900	401,300	438,900	475,700
47	239,600	280,000	355,400	403,000	439,800	476,400
48	240,700	281,400	357,000	404,800	440,800	477,100
49	241,600	282,800	358,400	406,400	441,700	477,900
50	242,700	284,300	359,600	408,100	442,400	478,700
51	243,800	286,000	360,900	409,800	443,100	479,500
52	244,900	287,600	362,100	411,400	443,900	480,300
53	245,900	289,000	363,000	412,900	444,600	480,900
54	246,800	290,600	364,300	414,200	445,300	481,600
55	247,700	292,200	365,700	415,500	446,000	482,300
56	248,600	293,800	367,000	416,900	446,700	483,000
57	249,300	295,300	368,200	418,100	447,300	483,700
58	250,300	297,100	369,300	419,000	448,000	484,400
59	251,300	298,900	370,400	419,900	448,700	485,100
60	252,300	300,800	371,500	420,800	449,400	485,800
61	253,000	302,500	372,500	421,500	449,900	486,500
62	254,000	304,300	373,400	422,300	450,500	487,200
63	255,000	306,100	374,300	423,100	451,100	487,900
64	256,100	308,000	375,200	423,900	451,700	488,600
65	256,900	309,500	376,000	424,500	452,300	489,300
66	258,400	311,300	376,800	425,200	452,900	490,100
67	260,000	313,100	377,600	425,900	453,500	490,900
68	261,600	315,000	378,400	426,600	454,100	491,700

69	263,000	316,600	379,000	427,100	454,800	492,300
70	264,600	318,300	379,900	427,700	455,500	
71	266,200	320,000	380,800	428,300	456,200	
72	267,900	321,800	381,700	428,900	456,900	
73	269,300	323,400	382,400	429,500	457,500	
74	270,400	325,100	383,500	430,200	458,100	
75	271,500	326,800	384,600	430,900	458,700	
76	272,600	328,500	385,700	431,600	459,300	
77	273,700	330,100	386,600	432,100	459,800	
78	274,900	331,500	387,300	432,600	460,500	
79	276,100	332,900	388,100	433,100	461,200	
80	277,400	334,300	388,900	433,600	461,900	
81	278,500	335,500	389,500	434,000	462,400	
82	279,800	336,700	390,300	434,600		
83	281,100	338,000	391,200	435,200		
84	282,400	339,300	392,100	435,800		
85	283,500	340,300	392,800	436,200		
86	284,800	341,700	393,500	436,700		
87	286,000	343,200	394,200	437,200		
88	287,300	344,700	394,900	437,700		
89	288,600	345,900	395,400	438,200		
90	289,700	347,600	396,200	438,700		
91	290,800	349,300	397,000	439,200		
92	291,900	351,000	397,800	439,800		
93	292,800	352,500	398,400	440,300		
94	293,800	354,000	399,200	440,900		
95	294,800	355,400	400,000	441,500		
96	295,900	356,900	400,800	442,100		
97	296,900	358,100	401,700	442,500		
98	297,900	359,300	402,200	443,000		
99	298,900	360,600	402,700	443,500		
100	299,900	361,900	403,200	444,000		
101	300,600	363,000	403,800	444,500		
102	301,500	363,800	404,300			
103	302,400	364,600	404,800			
104	303,300	365,400	405,300			



105		304,100	366,000	405,800		
106		305,000	366,700	406,300		
107		305,900	367,400	406,800		
108		306,800	368,100	407,300		
109		307,400	368,600	407,800		
110		308,200	369,300	408,300		
111		309,100	370,000	408,800		
112		310,000	370,700	409,300		
113		310,600	371,300	409,800		
114		311,200	371,900	410,300		
115		311,800	372,500	410,800		
116		312,400	373,100	411,300		
117		312,900	373,800	411,900		
118		313,400	374,300	412,400		
119		313,900	374,800	412,900		
120		314,400	375,300	413,400		
121		314,700	375,700	414,000		
122		315,200	376,200	414,600		
123		315,700	376,700	415,200		
124		316,200	377,200	415,800		
125		316,700	377,600	416,300		
126		317,200	378,100	416,900		
127		317,700	378,600	417,500		
128		318,200	379,100	418,100		
129		318,600	379,400	418,500		
130			379,900			
131			380,400			
132			380,900			
133			381,500			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

技能業務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	151,500	159,700	243,100
2	152,500	160,800	245,000
3	153,500	161,900	246,900
4	154,500	163,000	248,800
5	155,500	164,000	250,500
6	156,600	165,100	252,000
7	157,700	166,200	253,500
8	158,800	167,300	255,000
9	159,700	168,300	256,300
10	160,800	169,700	257,900
11	161,900	171,100	259,500
12	163,000	172,500	261,200
13	164,000	173,800	262,700
14	165,100	175,200	264,300
15	166,200	176,700	266,000
16	167,300	178,200	267,700
17	168,300	179,500	269,200
18	169,700	181,400	270,600
19	171,100	183,300	272,000
20	172,500	185,300	273,400
21	173,700	187,200	274,600
22	175,100	188,900	276,300
23	176,600	190,600	278,000
24	178,100	192,300	279,700
25	179,400	194,100	281,500
26	181,300	195,400	283,300
27	183,200	196,700	285,100
28	185,100	198,000	286,900
29	187,000	199,200	288,500
30	188,800	200,600	290,200
31	190,600	202,000	291,900
32	192,400	203,500	293,700

33	194,100	204,900	295,300
34	195,100	206,200	297,100
35	196,100	207,500	298,900
36	197,100	208,800	300,800
37	198,200	210,200	302,500
38	199,600	211,500	304,300
39	201,000	212,800	306,100
40	202,400	214,200	307,900
41	203,600	215,500	309,500
42	205,100	216,900	311,300
43	206,600	218,300	313,100
44	208,200	219,700	315,000
45	209,700	221,100	316,600
46	211,000	222,500	318,300
47	212,300	223,900	320,000
48	213,600	225,300	321,800
49	214,800	226,700	323,400
50	216,300	228,300	325,100
51	217,800	230,000	326,800
52	219,300	231,700	328,500
53	220,700	233,200	330,100
54	222,200	234,800	331,500
55	223,700	236,400	332,900
56	225,200	238,000	334,300
57	226,700	239,400	335,500
58	228,100	240,800	336,700
59	229,500	242,200	338,000
60	231,000	243,600	339,300
61	232,200	244,800	340,300
62	233,600	246,300	341,700
63	235,000	247,800	343,200
64	236,400	249,300	344,700
65	237,700	250,600	345,900
66	238,800	252,100	347,600
67	239,900	253,600	349,300
68	241,000	255,100	351,000

69	242,100	256,400	352,500
70	243,300	258,100	354,000
71	244,600	259,800	355,400
72	245,900	261,500	356,900
73	247,000	263,000	358,100
74	248,400	264,600	359,300
75	249,800	266,200	360,600
76	251,200	267,900	361,900
77	252,400	269,300	363,000
78	253,800	270,400	364,000
79	255,200	271,500	365,000
80	256,700	272,600	366,100
81	258,100	273,700	367,100
82	259,400	274,900	368,300
83	260,700	276,200	369,500
84	262,000	277,400	370,700
85	263,100	278,500	371,800
86	264,200	279,800	373,300
87	265,300	281,100	374,800
88	266,400	282,400	376,300
89	267,500	283,500	377,600
90	268,500	284,800	379,300
91	269,500	286,100	381,000
92	270,600	287,400	382,700
93	271,600	288,600	384,300
94	273,100	289,600	385,700
95	274,600	290,700	387,200
96	276,100	291,800	388,700
97	277,300	292,700	390,000
98	278,700	293,800	391,200
99	280,100	294,900	392,400
100	281,500	296,000	393,500
101	282,800	296,900	394,500
102	283,700	297,900	395,500
103	284,600	298,900	396,500
104	285,500	299,900	397,500

105	286,300	300,600	398,400
106	287,200	301,500	399,200
107	288,100	302,400	400,000
108	289,000	303,300	400,800
109	289,600	304,100	401,700
110	290,400	305,000	402,200
111	291,300	305,900	402,700
112	292,100	306,800	403,200
113	292,800	307,400	403,800
114	293,200	308,200	404,300
115	293,600	309,100	404,800
116	294,000	310,000	405,300
117	294,400	310,600	405,800
118	294,900	311,200	406,300
119	295,400	311,800	406,800
120	295,900	312,400	407,300
121	296,200	312,900	407,800
122	296,700	313,400	408,300
123	297,200	313,900	408,800
124	297,700	314,400	409,300
125	298,000	314,700	409,800
126	298,400	315,200	
127	298,800	315,700	
128	299,200	316,200	
129	299,400	316,700	
130	299,700	317,200	
131	300,100	317,700	
132	300,500	318,200	
133	300,700	318,600	
134	301,100		
135	301,500		
136	301,900		
137	302,100		

備考 この表は、業務員、技術員及び介護士に適用する。